

近世の鷹狩をめぐる将軍と天皇・公家

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

6

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

21

(発行年 / Year)

2006-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002897>

近世の鷹狩をめぐる將軍と天皇・公家

根崎 光男

はじめに

近世国家における天皇制の問題は、この時代の歴史を解明するうえで避けて通れない主題である。かつて、この期の天皇・朝廷の歴史的评价については、無力論、形骸化論が主流であったが、近年の研究では、その存在の必然性の問い直しが行われ、幕藩体制下においても有意義な存在と捉える論調が大勢を占めてきたように思われる。¹ すなわち、近世の天皇・朝廷は、国家の権力編成上の重要な構成部分として位置づけられ、その歴史的意義として、確かに近世に入って日本全土の支配はほぼ幕藩領主によって担われるようになったが、その支配に対して正当性を付与する権威として、この社会には不可欠な存在であると捉えられるようになったといえるだろう。その後、このような認識のもとで、近世の天皇制は律令的法体系を必須の構成要素としながら、さまざまな社会的諸条件の相互作用の帰結として復活し、この仕組みを組み込むことによって近世国家、公儀が成立し、また、その政治的機能や役割が明らかにされ、さらには幕府と朝廷の関係、あるいは朝廷内部の機構・制度などが詳細に研究されるようになった。²

そこで、本稿では鷹狩をめぐる將軍と天皇・公家との関係を具体的にみながら、將軍権力の構造を考える一助としたい。それというのも、鷹狩をめぐる両者の間には、將軍の天皇への「御鷹之鶴」の進献と幕府による公家の鷹狩を禁じる姿勢とが知られるのみで、本格的な研究は皆無である。この点の研究が進展しなかったのは、菊池勇夫氏の

「放鷹権の行使が藩主、および藩主によって許容された上級家臣に限られ」、結局、「鷹の統轄権が最終的には藩主権に帰属する、ないしは帰属する方向にあった」³、あるいは塚本学氏の「徳川政権の御鷹支配は、古代天皇家のそれを受け継ぐものであったと同時に、また古くからこれと拮抗し、あるいはこれと補充しあつた在地領主の鷹支配権を吸収するものであつた」、また、「將軍家が鷹狩で得た鶴を天皇家に献ずる例は、家康時代からあつた。(中略)御鷹の権を公家に禁じて、天皇の御鷹をみずからの管理下においたのに応ずる儀礼であつたらう」⁴という見解に代表されるように、近世にあつて鷹狩権の行使は、天皇・公家のそれを否定し、幕藩領主の特権と捉えられてきたことが大きく影響しているように思われる。

ところで、近年、將軍と大名との間の鷹および鷹狩の獲物の贈答や振舞いなどの儀礼についての研究は、將軍権威や武家儀礼の特質究明の一環として蓄積されてきたが⁵、果たして近世社会にあつて、鷹狩権の行使や鷹の獲物の贈答、鷹職制の整備といった、いわゆる鷹の統轄権が幕藩領主の権限に帰属するものであつたのかどうかは改めて問う直す必要があるように思われる。それは武家の頂点に位置づく將軍の権力構造や天皇・朝廷を組み込んだ国家権力の編成を考えるうえでも重大な問題と考えられるからである。このため、近世の天皇がどのような存在であつたのかを、時間的な変化を含めて、多様な側面から分析し、また朝廷内部のさまざまな動きや朝幕関係史を、政治史のなかに明確に位置づけて論じていくことが重要になってきている。

本稿では、それらの課題を意識しながら、鷹狩をめぐる幕府の天皇・公家政策に限定することなく、天皇や公家の鷹狩権の行使、天皇家の鷹職制の整備、さらに天皇と公家、天皇と將軍・大名、公家間、公家と大名、公家と民衆との間で行われた鷹の獲物および諸鳥の贈答・振舞いの構造についても考え、鷹狩の諸問題の解明を通じて將軍権力の構造とその規定性、さらにはそれらを取り巻く社会関係を明らかにしていきたい。

第一節 幕府成立期の朝廷・公家政策

1 公家の統制と鷹狩禁止策

本節では、幕府の公家統制の一環として打ち出された鷹狩禁止策の推移を、史料に即してみていきたい。慶長五年（一六〇〇）九月、関が原の戦いに勝利した徳川家康は、事実上、覇権を掌握することになった。しかし、豊臣秀吉の遺した体制が存在し、征夷大將軍に任じられるまでの家康は、儀礼の面で豊臣秀頼に臣従する立場であった。同八年二月十二日、家康は征夷大將軍に任じられたのを機に秀頼への臣礼をとらなくなったものの、官職制の面で少年の秀頼と雁行し、叙位任官は家康の手元にはなく、武家社会を一元的に掌握していたとはいえるものではなかった。この時期、秀頼と家康とを両天秤にかけた天皇と公家の権威は相対的に上昇した。

このような政治状況のなかで、家康はまず公家の統制を開始した。公家の舟橋秀賢の日記「慶長日件録」の慶長九年八月二十三日条には、次のように記されている。⁶⁾

伏見へ行、大樹懸御目、池田三左衛門（輝政）・福島左衛門大夫（正則）・森右近（忠政）等有御前、放鷹すゑあくる事可為禁制由被仰出、此中放鷹すゑあけ令沽却由、依有其聞也、其主ハすゑあ

くる事勿論也、かくし置輩固御禁制也（カッコ内筆者注記、以下同じ）

この時を含めて、家康は將軍在職の二年五か月、ほとんど伏見城で政務にあたっていたが、後陽成天皇の侍読を勤め、漢文学や連歌に長じた舟橋秀賢が家康を訪ねた折、池田輝政（播磨姫路城主・五二万石）・福島正則（安芸広島城主・四九万八〇〇石）・森忠政（美作津山城主・一八万六〇〇石）などが同席しているなかで、公家の鷹狩権の行使および鷹の所持・売買の禁止を命じている。この時期まで、公家は鷹狩や鷹の所持・売買を行っていたということであろう。外様大名を従えて公家に申し渡していることからすれば、鷹狩権を武家の特権として位置づけようとしたとも捉えられるが、この措置が公家の鷹狩を全面的に禁止しようとしたものであると断定することもできないように思われる。というのも、公家に鷹狩と鷹を隠し持つことを禁じたのは、公家の私的な鷹狩を嫌い、幕府のもとに一元化しようとしたという解釈の余地も残されているからである。そしてまた、この史料だけでは公家全員をその対象にしていたと速断することもためらわせる。ただ、ここで推察できることは、それまで公家が行ってきた鷹狩を統制するねらいをもっていただけは確かであろう。それは「御鷹」が歴史的に武威や権威の象徴として位置づいてきたものであり、鷹狩権を將軍権力のもとに編成し直したからではなからうか。

これ以前、豊臣政権が行った朝鮮出兵（文禄の役）の際には、摂家の近衛信輔（信尹）のように参陣を希望し、また関白職や権力を公家の手にとりもどす動きをみせる者が現れていた。これにより信輔は後陽成天皇の勅勘をこうむり、薩摩国坊津に配流された。このなかで、秀吉は公家に「道」をたて、「学問」に専念することを要求した。⁷⁾ 信輔は慶長元年に許されて帰郷したが、公家の武家的な認識や行動を規制するためにも、公家に武威としての鷹狩を禁じ、武家との職分の違い

を明確にしようとしたものと思われる。

しかし、幕府の開設後も、信輔の父近衛龍山前久のように、鷹を飼養し、逸物の鷹の取得に奔走する公家もいた。慶長八年四月二十五日付の書状で、龍山は島津家十六代当主義久に鷹の病氣に対する療法についての指示を与え、その薬を調合して贈っている。さらに、この書状のなかには、「鷹・鶴の事ハ不及申候、白鳥も可取候鷹の大きにて候、乍去いまたあらたか（新鷹・若鷹にてとり飼不申候由候、其儀ハ猶以おもしろき事と存候、百居・二百居の内には珍敷候鷹にて候、大黒符にて候、尾すけまで符を切つめ申候、懸御目度候、以外相煩候へ共、いにしへすきのくちとて、ふせりながらねむしろのうへより令申候、書中火中く、今度少将（忠恒、のちの家久、島津家十八代当主、鹿兒島藩初代藩主）御下国之刻、御鷹まいり候、相叶御意候哉、此比われらかたへも、大鷹従東国可上之由申来候」とあり、鷹収集の醍醐味について言及し、忠恒の帰国時に鷹を贈ることを約束しているほか、東国衆から大鷹が上呈されるという話しをも紹介している。また、龍山が慶長十二年と推定される正月二十四日付の島津家十七代当主惟新斎義弘に宛てた書状には、鷹の入手経路や所持状況が詳しく述べられている。

追而令申候、馬鷹之儀御尋候、一二ハ馬令所持候へとも、よきハ無之候、鷹去々年之夏比まで、かたのことくなるか候つれとも、難去人令懇望遣、只今ハ所絶候、東国衆二水のや（水谷勝俊）と申候者、折々拙者へ鷹めつらしきをくれ候つれ共、去年四月之比令死去候て、はたと鷹にことをかき候、只今をかしき鷹の、なにとしてもいき物をとらぬ鷹人あつけ申候、何様にもなふり候てくれ候へと申候、去年とやまつより越候、種々仕候て、今ハ五位からす、鴨なとやうくとり申候、旧冬より山をも色々つかひ候てとらせ申候、いまた一つ、取飼申候躰にて候、其外鶴二三令所

持候へとも、おもハしからす候、一かとうつら取申候を、これ又人所望候てより、もち不申候、尋候へとも、逸物ハ無之候、貴老ハ鷹も馬も無御所持やうに、御書中二ハ候、事外之偽にて候、可然馬・鷹数多御もち候て、朝暮野山へ御出之由、無隠候、さてく御うら山しく候、一度下国申、馬・鷹の御御を申度候

これによれば、龍山は幕府開設後も東国衆から鷹を贈られて集めてきたが、今は他人に上げてしまつてほとんど所持せず、唯一他人に預けていた質の悪い鷹を馴養して「五位からす」や鴨を捕獲できるように仕立てたと述べている。そのほか、鴨を捕らえる鶴二、三居を所持していたが、これも人に望まれて差し上げてしまったという。龍山はこの時七〇歳を超えていたが、馬や鷹を多数所持する島津義弘を羨ましく思い、薩摩に赴くことを望んでいた。このことからわかるように、幕府が公家の鷹の所持や鷹狩を禁じる指向性を有していたにもかかわらず、少なくとも公家の一部は鷹を所持し、鷹狩を行っていた。

慶長十年四月、家康は將軍職を三男秀忠に譲り、織田信長や豊臣秀吉がたどった道筋にならつて無官の大御所になった。ここから家康の主権掌握に向けての動きが一段と加速していった。諸大名に御前帳・国絵図の提出を求め、国郡統治が家康の手で行われることを示すと同時に、大名が地方統治にあたることを明らかにしたのもその一環である。また、家康は朝廷との関係についてもその統制を強めていった。同十一年四月二十八日、家康は勸修寺邸を訪ね、武家伝奏に「武家者共官位之事、無御吹挙者一円二被成下間敷由」とあるように、家康の推挙なしに武家に官位を与えないよう固く申し入れた。これが実現するのは同十六年からであるが、武家の官位を朝廷の官位の枠外とし、公家の官制に制約されることなく、武家の榮進昇格を行うことができようになるようになった。また、同十四年七月に宮中の女官と公家衆との密通事件が発覚したのを機に、禁中に京都所司代の検査の手を入れ、徳川

政権の朝廷・公家統制の姿勢を明確にした。この事件の処分をめぐって、後陽成天皇は極刑を望んだが、家康が穏便に済ませようとしたため、両者の意見が対立し、天皇は讓位を決意した。しかし、家康はその意向に應ぜず、強硬な態度を貫き、後水尾天皇への讓位の儀は同十六年三月二十七日に執行されることになった。その翌日、家康は豊臣秀頼を上京させて二条城で会見し、徳川氏の豊臣氏に対する優位性を天下に示すことができた。そして、これ以後、公家や大名の統制の制度に本格的に取り組んでいくのである。

そこで、幕府は、慶長十七年六月七日、武家伝奏を通じて公家にそれぞれの家職に専念すべき命令を下した。公家の山科言緒の日記「言緒卿記」の同日条には、「兩伝 奏（広橋兼勝・勸修寺光豊）ヨリ公家中学文可致由、從 駿河前大樹（徳川家康）仰アリ、各状可致之由申來、則案文持來了」とあり、大御所の家康が命じたものであったが、その翌日条には、山科言緒が武家伝奏に提出した請状が記録されている¹¹。

今度為 上意被仰出候家々之学文行儀之事、無由断相嗜可申候、并鷹つかひ申間敷候旨、得其意存候、惣して拙子者鷹不持候、此由能様二板倉伊州へ御心得所仰候也

六月八日

山科内蔵頭言緒

広橋大納言殿

勸修寺中納言殿

多分公家衆如此也

この仰せは、公家に対し、「上意」、つまり家康の意向として命じられた。そして、この請状は公家一人ひとりが武家伝奏に提出する形式をとっていた。武家伝奏は朝廷と幕府との間の交渉役であったが、家康の意向を体现する重責を担っていたのである。また、この内容についてみていくと、公家に学問・行儀の専念を義務付けたのは、豊臣政権の方針を踏襲したものであったが、後段の公家の鷹狩および鷹所持

の禁は徳川政権下ではじめて命じられたものであり、以前にもまして強力な公家統制が進められることになったのである。徳川政権は、これまで有してきた公家の鷹狩権や鷹所持権の行使を否定し、公家と武家との区別を明確にし、公家の職分を学問・行儀に限定するねらいをもっていたといえよう。なお、末尾に「多分公家衆如此也」と記載されていて、多数の公家が対象となっていたことを推察させるが、全員であったかどうかは判然としない。

こうした公家統制のいきつくところが、慶長十八年六月十六日の「公家衆法度」五か条であり、この法度の伝達は、家康が駿府で発し、これを下向中の京都所司代板倉勝重に託し、勝重から武家伝奏の広橋兼勝に伝達し、上京後五摂家に披露するという手順で行われ、そして公家たちに厳重に触れ回されたのである。

2 天皇への「御鷹之鶴」の進献

鷹狩に関して、幕府が公家のそれを禁じる姿勢は明確となり、公家統制が具体化していったことは先に述べた。それでは、徳川政権は天皇の存在をどのように位置づけようとしたのであろうか。これは、近世の將軍制・天皇制の構築と密接にかかわるものであり、將軍権力のありようを決定することでもあった。

関が原の戦いによつて覇権を獲得した家康は、慶長六年（一六〇二）五月、禁裏御料一万石余を進献し、天皇制の存続に必要な経済的基盤を保障した。これは豊臣政権の方針を踏襲したものであり、それに幾分の加増を含むものであったとみられる。そして、同八年二月、家康は右大臣に任じられ、征夷大將軍、源氏長者以下の宣下を受け、武家の統率者として、新しい権威を帯びるにいたった。これも武家の統率権を掌握しようとした源頼朝にならった政権構想を具現化したものとみてよいであろう。

いっぽう、このような立場を与えられた天皇と朝廷は、この時期家康と豊臣秀頼を両天秤にかけながら、その権威を相対的に高め、権力に近づく可能性を客観的に増大させていた。しかし、家康は南海諸国・朝鮮などとの通航につとめ、対外主権者としての立場を明確にしていた。ここに、家康を中心とした幕府は、天皇の存在を前提としたこれまでの將軍制を踏襲しつつ、伝統的権威としての天皇の権限を弱める戦略を実行していった。このため、禁中の規模拡張と新殿造営の計画をたて、公家衆や門跡の邸宅を収公し、替地と營築料を給与し、慶長十二年までに内裏と仙洞御所の造営を行った。いっぽう、天皇の力を弱める戦略の行きつくところは、元和元年（一六一六）七月の「禁中并公家諸法度」の制定であり、このなかで天皇の行動と役割とを限定した。近世の將軍権力は、天皇および朝廷の存在を前提としつつ、それを統制することなしに統一権力たりえなかつたのである。

このなかで、將軍の鷹狩および幕府の放鷹制度が天皇とどのような関係を取り結ぶのかを確認していきたい。まず、家康が將軍主権および幕府権力の確立過程のなかで、公家の鷹狩や鷹所持の禁止を命じたことはすでにみてきたが、天皇のそれらの行為を禁じた形跡はみられない。というよりも、幕府が天皇の鷹狩や鷹所持を規制する必要性すら認識していなかつたか、あるいは天皇のそれを禁じることをためらっていたのかもしれない。実際、戦国期から豊臣政権下にかけて武家が鷹狩を盛んに行い、逸物の鷹の入手を競い合っていたのは対照的に、管見のかぎり天皇の鷹狩や鷹所持の事実を確認できない。しかし、幕府家臣からは「鷹はもと朝廷より御預りの物なるが故に、將軍と雖も御鷹と唱へらるゝ」、あるいは「鷹つかふ事は武家の故実にあらず、公家より出たる事也、武家は鷹の事知らずといひたればとて、恥にはあらざる由」と認識され、鷹狩は元来朝廷・公家のもので発達してきたものであつたが、しだいに武家に伝わってきたものと観念されてい

た。ここからも、「御鷹」や鷹狩は朝廷や公家を扱ひ所として、その文化伝統が再生産されてきたことを知ることができよう。

ところで、徳川將軍家は、家康の代より天皇家へ鷹狩の獲物である「御鷹之鶴」などの進献を恒例化した。「東照宮御実紀附録」巻二十四では「慶長十七年正月三河の吉良の辺に御狩ありて、御みづからとらせられし鶴を、仙洞へ進らせられ、広橋、勸修寺の両伝奏へもつかはさる、同月また御鷹の鶴を、内に進らせ給ふ、これぞ後々御拳の鶴を、京へ駅進せらるゝ恒例とはなりしなり」とあり、徳川家による天皇家への「御鷹之鶴」の進献は、慶長十七年正月の家康によるものが始まりで、以後これが恒例化したと伝えている。しかし、これは誤りで、「お湯殿の上の日記」の慶長十四年十一月十二日条には「前しやうくんよりたかのつるしん上あり」とあり、この時、天皇家では前將軍（大御所）の家康から「鷹之鶴」を進上されていた。また、同書の同三年十一月二日条に「内ふ（家康）よりたかのつるしん上あり」とあるように、天皇家が家康から「鷹之鶴」を進上されたのは、開幕以前からであつた。同様の記事は、翌四年十二月八日条や同五年十月二十五日条でも確認できる。「言経卿記」の慶長六年十一月一日条にも「内府（家康）ヨリ 禁中へ鶴、鷹取之、駿河国ヨリ去廿五日状也、唐橋（在通）・右大弁（勸修寺光豊）等へアテ所、折紙也」とあつて、天皇家では家康から鷹狩によつて捕らえた鶴を毎年のように進上されていた。ここでは家康が公家の唐橋・勸修寺兩人を宛所とする折紙を送り、天皇に鶴を進上する形がとられていた。これは「御鷹之鶴」のうちに武家伝奏に鶴を贈つて披露する形式の前提をなすものといえよう。このように、徳川家による天皇家への「御鷹之鶴」の進上は、開幕以前から行われていたものを、開幕後も踏襲したものであつた。これは徳川家に固有なものではなく、「お湯殿の上の日記」の慶長十三年二月十七日条には「ひてよりたかのつるしん上あり」とあるように、この時、

天皇家は豊臣秀頼から「鷹之鶴」を進上されていた。武家の天皇家への礼の一つとして、「御鷹之鶴」の進上が広く行われていたのである。

將軍の鷹狩時に捕獲されて天皇家などへ献上された鶴(初鶴を除く)、あるいは大名へ下賜した鶴は、幕府側では「御鷹之鶴」、もしくは「御拳之鶴」と称し、これを受領した天皇家では「御」を付さずに「鷹之鶴」と呼んでいた。天皇家が將軍家から進献された鷹狩の獲物の鳥類には、「鷹之鶴」のほか、「鷹之鶉」「鷹之鴨」「鷹之雁」「鷹之雉」「鷹之鷲」「鷹之白鳥」「鷹之鶴」「鷹之菱喰」「鷹之雲雀」などがあり、「鷹之鳥」と言えば普通には「鷹之雉」を指したが、鷹狩の獲物である諸鳥一般を指す言葉としても用いられた。そのほか、將軍家は朝廷に鷹狩の獲物に限定されない「初鶴」「初菱喰」などと呼ばれる初鳥を進上し、大名から將軍家に献上されたものを天皇家への進献品とすることもみられた。こうした天皇家への「御鷹之鶴」などの進献は、徳川將軍家に固有なものではなく、足利義昭や織田信長・豊臣秀吉も行っており、家康や秀忠もそうした伝統を踏襲したのである。さらに、天皇家などへの諸鳥の進献は、最高権力者に固有なものでもなく、「秦重卿記」の寛永元年(一六二四)九月一日条には、「今日從政宗(伊達)初菱喰一・鮭五尺、禁中へ進上、予披露申候、予方への政宗書状備覧候」とあって、仙台藩主伊達政宗も天皇家に初菱喰を進上していた。ほかの大名も同様の進上を行っていたに違いない。

ところで、律令体制のもとで、豪族などが儀礼的狩猟で捕らえた主たる獲物としての鹿や猪・鳥などは、朝廷への貢進物となっていた。これを「獨贄」といったが、魚介類や菓菜類を主体とした「御贄」とは区別された。「獨贄」は地域首長の政治的支配権の掌握を象徴する儀礼的な狩猟によって得た獲物を天皇に納めたものであり、地域首長の領域支配権を確認するための証でもあった。そして、天皇が地方から貢進された「獨贄」を食さなければならなかったのは、日本全土の

領有者としてその行為が不可欠であったからであり、そのことで天皇は全国支配を儀礼的に確認することになった。そして、この「獨贄」は税制の一部を構成し、古代王権のもとに編成されていた。十一世紀以降になると、鹿や猪の代用として水鳥や雉が使用されるようになった²⁴。これらは自然の恵みの統轄にかかわる歴史的産物であり、律令制下の権力・社会編成を如実に示すものといえよう。おそらく、近世の將軍家の天皇家への「御鷹之鶴」などの進献もそうした系譜を引き、鷹狩にかかわる贈答儀礼の一つとして定着したものではなからうか。特に、天皇家へ「御鷹之鶴」などを進上した徳川將軍家の場合、天皇はその任命によって全国統治を承認した將軍の地位を、それらを進上させることによって改めて確認させる手続きをとらせたものともられる。

それでは、將軍家から天皇家への「御鷹之鶴」をはじめとする諸鳥の進献とその返礼がどのような手続きを経てなされたのかを確認してみよう。「お湯殿の上の日記」の慶長十四年十一月十二日条に「前しやうくんより、たかのつるしん上あり²⁵」とあり、後陽成天皇は大御所の家康から「鷹之鶴」を進上された。これに対して、天皇家側では武家伝奏の勸修寺・広橋の両名を通じて京都所司代板倉勝重に、次のような書状を送っている²⁶。

從大御所様、御鷹初鶴御進上候、則致披露候処に、御感之旨被仰出候、就其女房奉書被出候間、松平右衛門殿迄參候、可然候様に御心得候て可被申入候、随而とりかい所に封を被付、被入御念之間、封を返進申候、恐々謹言

霜月十二日

光豊

兼勝

板倉伊賀守殿

これによれば、大御所家康が天皇家に「御鷹初鶴」(鷹狩で捕獲され

た「初鶴」を進上すると、武家伝奏はこれを天皇に披露することになつてた。その後、天皇家側では女房奉書（天皇・上皇の意思を側近の女房が奉じた文書で、それらの命を武家伝奏に伝える公家の内部手続文書の意味をもっていた）を出し、感謝の気持ちを家康側近の松平（大河内）正綱から家康に伝えてほしい旨を申し入れ、また武家伝奏に返礼文書の作成を命じ、伝奏はその文書を板倉に送って、家康へ取り次いでくれるよう依頼している。こうした手順は、慶長十五年八月、將軍秀忠が天皇家に初菱喰を進上した場合も、同様の文書が八月二十二日付で武家伝奏の二人から京都所司代板倉勝重に送られ、そこには「自貴所可然様ニ可被申越候」とあつて、板倉から將軍秀忠に感謝の意を伝えてほしいと要請している。そして、その翌日には伝奏の二人から秀忠側近の土井利勝・青山忠成にも同様の文書が送られた。²⁷この時期は、大御所家康と將軍秀忠の二元政治が行われていたが、双方とも天皇家に「御鷹之鶴」をはじめとする諸鳥を進上していた。これを受けて、天皇家ではそれぞれの側近と京都所司代に返礼の文書を送っていた。次いで、寛永期の諸鳥進上の手順を、武家伝奏を勤めた公家の日野資勝の日記「資勝卿記」（「涼源院殿御記」²⁸）から検証してみよう。

- ①江戸ヨリ始而御鉄砲にて被遊候真鶴一御進上、国母様（東福門院和子）にて山形右衛門大夫へ板防州（京都所司代板倉重宗）被渡候持て参候、御年寄衆酒井雅楽頭殿（忠世）・土井大炊頭殿（利勝）・酒井讃岐守殿（忠勝）三人ノ折紙、板倉防州へ参を相州参也、則長橋殿（勾当内侍）へ持参披露申候（寛永十年九月十五日条）昨日江戸ヨリ来ル真鶴の女房の奉書、長橋殿ヨリ持給候間、則副状を調て三條殿へ持遣候へハ、名字ヲ加て給候間、此方にて女房奉書ニ銘ヲ加て板倉防州持遣候（寛永十年九月十六日条）

②江戸ヨリ御物鷹野鶴参ル、三條前内府・予兩人同公ニテ披露申

候（寛永十三年正月十三日条）

禁中・仙洞之女房奉書、板防兩人別状板防州へ持遣候也（寛永十三年正月十四日条）

板倉防州礼ニ来臨（寛永十三年正月十五日条）

これによれば、①では將軍家光から明正天皇へ鉄砲で仕留めた真鶴一羽を進上した際、幕府「年寄」の酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝の三名の連署奉書を京都所司代板倉重宗に託し、天皇への取次である長橋殿（勾当内侍）のもとに持参して披露し、真鶴は板倉重宗から山形右衛門大夫を経由して天皇の生母東福門院和子に届けた。この真鶴の進上に対する返礼としての女房奉書を長橋殿から副状を調えて三條前内大臣に渡し、それから武家伝奏の日野資勝のもとに遣わされ、武家伝奏は女房奉書に文章を加えた文書を作成し、これを板倉に送り、そこから將軍家に返礼を伝えたことがわかる。②では將軍家から進上された「鷹之鶴」を三條前内大臣と武家伝奏の日野資勝の二人が天皇・上皇のもとに出向いて披露し、これに対し天皇・上皇の意思を反映した女房奉書を三條・日野の兩人が受け取り、このため伝奏は「別状」を作成し、京都所司代板倉重宗に遣わしている。①②ともにほぼ同様の手続きを踏んでおり、この頃には將軍家の天皇家などへの「鷹之鶴」の進上に際して一定した手続きが確立していたようである。

次に、天皇家が將軍家から進上された「鷹之鶴」などをどのように利用したのかを確認してみよう。

①禁中ヨリ雁一ツ被下間、晩頭御礼ニ参（「言経卿記」慶長十年十二月十九日条）

②雁一拝領、從江戸鷹ノ鳥トテ進上候、百ト、其御賦也、長橋迄参御礼申入（「時慶卿記」慶長十年十二月十九日条）²⁹

③撰家并門跡等御参賀也、仍早朝より令参 内者也、（中略）及晚從將軍被進鷹雁、為吸物被下（「慶長日件録」慶長十一年正月十

二日条³¹⁾

④従早々召候、御番旁々伺公仕候、今日従將軍進上被申候鷹之鶴、御振舞被下候御用也、人数ハ関白殿(近衛信尋)・右大臣殿(一條兼遠)・内大臣殿(二條康道)・大将殿(鷹司教平)・三宮(高松宮好仁親王)、上五人、下ハ四辻黄門(季継)・中御門黄門(宣衡)・阿野黄門(實頭)・高倉中将(嗣良)・予(土御門泰重)五人也、生鶴沢山被下候、糸御事難筆紙尽也(泰重卿記)寛永二年十一月四日条³²⁾

①②はともに慶長十年十二月十九日の公家日記の一部である。後陽成天皇が將軍秀忠から進上された「鷹ノ鳥」としての雁の一部が、羽林家の公家山科言経や半家の公家西洞院時慶に分与されていたことを示している。この時、天皇家には雁一〇〇羽が進上されているので、他の公家にも分配されたのであろう。このように、天皇家が將軍家から献じられた「鷹ノ鳥」は公家に分け与えられ、贈与の対象となったのである。③は後陽成天皇が將軍秀忠から進上された「鷹雁」を吸物にして公家衆に振舞った事例である。④は後水尾天皇が將軍家光から進上された「鷹之鶴」が公家衆に振舞われたのだが、この時の「御振舞」の対象者は九條家を除く五摂家と高松宮、それに羽林家の公家四辻季継、名家の中御門宣衡、羽林家の阿野實頭、半家の高倉嗣良、半家の土御門泰重の五人であった。「泰重卿記」の元和六年十一月十六日条には「鶴吸物被下候³³⁾」とあり、「鷹之鶴」が吸物として振舞われたことを推察させる。

このように、天皇家が將軍家から進上された「鷹之鶴」や「鷹之鳥」は、親王や公家らに分与され、また吸物にして振舞われた。その際、將軍家が献じた「御鷹之鶴」は、天皇家が受領すると「鷹之鶴」と呼ばれ、「御」の文字が附されなかった。また、管見の限り、天皇家が將軍家へ「鷹之鶴」などを贈った事実は確認できないことから、鷹狩の

獲物の贈答儀礼のもとでは、天皇が將軍よりも上位に位置づいていたということができよう。さらに、天皇が將軍家から進上された「鷹之鶴」などが、公家への下賜や振舞いを支えていたことを考えると、朝廷・公家間の礼秩序のうえできわめて重要な役割を担っていたといえてよい。

こうして、幕府は天皇家などに「御鷹之鶴」をはじめとする諸鳥の進上を恒例化する政策を推進するいっぽうで、元和元年七月には「禁中并公家諸法度」を制定し、天皇や公家を統制した。いづれにしても、天皇制の存在を前提としたさまざまな朝廷政策を推進していたのである。ただ、このなかで幕府が天皇の行動や権限を制限しながらも、これまで天皇と武家との間で行われてきた伝統的な諸鳥献上の儀礼行為を徳川將軍家も踏襲し、それが將軍の全国支配の正当性を支える礼の体系のうえで重要な意味をもっていたということである。

第二節 天皇・公家の鷹狩権の行使と鷹儀礼

1 天皇・公家の鷹狩権の行使

近世において天皇や公家は鷹狩を行っていたのか。この素朴な疑問は、近世の鷹狩権の構造を知るうえで是非とも明らかにしなければならない課題である。すでに述べたように、近世の鷹狩権の行使は將軍や藩主、およびそれによって許容された上級家臣に限られたとする見解があり、これに疑問を呈する見解は現在のところ見当たらない。これまでの研究成果では、近世の鷹狩権は武家の特権であるというのが一般的な理解であるといえよう。

これに関連して、幕府がその開設後、公家に鷹狩と鷹所持を禁じ、その統制を強化したことについてはすでにみてきた。この措置により、公家の鷹狩は消滅したかにみえる。ところが、幕府開設後も摂家の近

衛龍山前久が鷹を所持し、鷹狩を行っていたように、その他の公家のなかにも鷹狩を奉行する者がいた。「泰重卿記」の元和七年（一六二一）七月十三日条に「倉橋（泰吉）ハ鷹狩也³⁴」の記事がある。倉橋泰吉は土御門家の庶流の家柄で、半家の公家であり、この日鷹狩に出かけていたことを推察させる。近世においても公家の鷹狩が盛行していたことは、同日記の元和十年正月二十一日条の記事からもうかがえる³⁵。

予（土御門泰重）午時伺公、度々有御尋召御前、御鷹之事被仰聞候、予申云、御所御鷹ハ不苦候、若輩之公家鷹狩候事、堅御法度被仰出可然之由申上候、学問稽古難成候上、又百姓田畠損事候間、不可然之由申候、叡慮尤思召候由仰也、則三条西（實條）伝奏以談合、諸家法度之事可申付候由被仰出候、御鷹之取候鳩二、三条西二被下候、予御使也、御法度之事申渡候也、畏之由御返答被申上候

この日記を著した土御門泰重は、後水尾天皇の側近で、朝廷の枢機に参与した人物である。これによれば、御番出仕の折、天皇から「御鷹之事」について尋ねられ、天皇の御所での鷹狩は何ら問題ないが、若輩の公家の鷹所持および鷹狩の禁止を命じたほうがよいのではないかと奏請した。その理由は若輩の公家が鷹狩に興じることで、習得すべき「学問稽古」がおろそかになり、百姓の田畑耕作の支障にもなるというものであった。これに天皇は賛意を示し、大臣家の公家で武家伝奏を勤める三条西實條と相談して若輩公家のいる諸家に鷹狩禁止を申し付けるよう命じた。この結果、若輩の公家には鷹狩の禁止が申し渡されることになったのである。

ここにはいくつかの重要な事柄が示されている。一つは、幕府が慶長十七年（一六一二）六月に公家の多くに鷹狩と鷹所持とをやめる請状を武家伝奏に提出させ、「学問行儀」に精励することを誓約させていたにもかかわらず、以後も公家の鷹狩は止まなかったという事実であ

る。二つ目には、そうした状況のもとで「叡慮」、つまり天皇の判断で若輩の公家の鷹狩が禁止されたことである。結果として、この天皇の命令が幕府による公家統制の一環としての鷹狩の禁止方針に寄与することになった。三つ目には、天皇と「若輩之公家」以外の公家の鷹狩権の行使については問題にすらなっていないことである。このことから、次の二点が指摘できよう。第一点は、幕府の公家への鷹狩禁止の命令はそれを完全に断ち切る効力を持たず、それとは別に、天皇の判断により若輩公家の鷹狩が禁止されたことである。このことは、公家の行動を律していたのは最終的には幕府法ではなく、朝廷法とでもいうべきものであったということである。第二点は、近世にあつても天皇や公家は鷹狩権を保持していたということである。近世において、天皇・公家と将軍・大名はいずれも鷹狩権を行使する権限をもち、天皇を頂点に編成された鷹狩権と将軍を頂点に編成された鷹狩権との二元構造になっていたのである。

ところで、大和政権を代表する天皇は鷹狩をはじめとする狩猟をおこない、その特権として山野河海の一部に禁野を設定し、貴族や一般公民らが禁野に入つて狩猟などをおこなうことを禁止し、野守などを派遣して管理させていた。この禁野の制は、直接的には隋・唐などの中国王朝の制度に範をとり、天武朝頃からはじまった模様で、具体的には大和・山城国内に設定されていたが、天皇権力の成立と密接に関連するものと考えられている³⁶。平安期の天皇も鷹狩をおこない、禁野の設定と管理、鷹職制を整備していたが、武家政権が成立する鎌倉期以降、天皇の鷹狩および禁野の設定は管見のかぎり確認できなくなる。ただし、このもとで天皇が鷹職制を残し、公家などから進上された鷹の鳥を食することはみられ、鎌倉期から室町期にかけても公家の一部により鷹飼養の技術が伝承されていた³⁷。この期の天皇の鷹狩と鷹職制度のありようは今後の研究に俟つよりほかないが、武家政権下におけ

る天皇の社会的地位と密接にかかわっていたと推察される。そして、戦国期に没落していた天皇制が統一権力の歴史過程のなかで復活してくることは衆目の一致するところであり、その延長線上の徳川政権のもとでこの期に見合った天皇制がその伝統との葛藤のなかで生成されたのである。

これまで近世天皇の鷹狩についての研究はまったくみられず、前述したように鷹狩権の行使が藩主およびそれによって許容された上級家臣に限られるという見解に代表されるように、その権限すら持ち合わせなかったとみられている。そこで、秀忠・家光の二元政治下の後水尾天皇の鷹狩の実態について確認してみよう。次の史料はいずれも「秦重卿記」の寛永初年の記事である。³⁸⁾

① 隼御池ニテ鷹御合、取損ソル、也、御気色不宜、予・高倉(嗣良) 罷出尋、ミソロ池・賀茂まで参候、不見候(寛永元年十二月六日条)

② 御池之鷹隼御拳ニテ御合、取損、隼そる、也(寛永二年正月十六日条)

③ 飯後御鷹野出立、御所へ同公、予・頭中将・園・姉小路等也、午刻幡枝之山にてせこを立、賀茂山にてかき合申候(寛永二年正月二十八日条)

④ 御拳ニテ隼二もと鷹取也、御感也(寛永三年正月六日条)

⑤ 従早天御鷹御合之由大膳(芝山宣豊) 被申来候、予・阿野依百同公、駕禱追立、御鷹ハヤフシニツ、ハイタカ一本御合、ハイフサ取申候、御感也(寛永三年二月二十七日条)

①②は御所内の御庭の御池で行われた後水尾天皇の鷹狩で、隼を使って鷹を捕ろうとしたものだが、いずれも隼に逃げられている。こうした場合、御番出仕の公家たちが御所周辺に出かけて行って探索しなければならなかった。④も御池での鷹狩とみられ、隼を使って鷹を捕

らえている。③は御所から離れた山城国愛宕郡内の幡枝山や賀茂山で舉行された天皇の鷹狩で、これには公家らが随行し、勢子を使って鳥を追い立てることも行われた。御所の外での鷹狩は元和十年(一六二四)二月十二日にもみられ、「御鷹野トマリ鷹也」とあり、この時のものは京都郊外での宿泊を伴う「泊鷹」であった。⑤は鷹のなかでも隼と鶴を使った鷹狩で、駕禱の捕獲を目的としたものであった。このことから、後水尾天皇は特定の鷹場をもたなかったようであり、御所内および京都郊外で鷹狩を行っていた。特に、御所以外では、高外地としての山野で行われていたのが特徴といえよう。

こうした鷹狩の前提として鷹の入手は不可欠であり、公家の舟橋秀賢の日記「慶長日件録」の慶長六年(一六〇一)十二月三日条には「庭籠鷹、ツミ・エツサイ、龍山(近衛前久) 御進上、則御持参也、庭籠美麗驚目者也」とあって、摂家の近衛前久が庭籠鷹としての雀鶴(雌)・悦哉(雀鶴の雄)を後陽成天皇に進上していた。また、「秦重卿記」の寛永元年九月二十七日条に「鷹之事御使西三度仕候、下野守(蒲生忠郷) 鷹進上之時請取作法之事」とあり、会津藩主蒲生(松平) 忠郷が天皇に鷹を進上することもあった。鷹をめぐる天皇と蒲生氏との接点は、これ以前にもあり、「秦重卿記」の元和十年二月十六日条には「終日御庭大鷹ニトソヒ・鶴合申候を御見物也、松平下野守大鷹也」とあり、後水尾天皇は御所の御庭で蒲生氏の飼養する大鷹での鷹狩で鳥や鳥を捕るのを見物している。これ以後も、天皇の鷹狩では隼・雀鶴などが用いられ、大鷹でのものは確認できない。全体的な傾向として、天皇の鷹狩では小形の鷹が使われていたわけだが、これは大鷹の飼養や鷹遣いがむずかしいものであったことを示すものである。また、公家も大名から鷹を贈答されていたと想定されるが、同書の寛永二年(一六二五)正月三十日条には「今夕従御所御鷹可被下候由仰也」とあって、土御門泰重は天皇から鷹を下賜されている。なお、鷹の飼養に

は鷹餌が必要であり、同書の寛永二年二月三日条には「御鷹餌算用仕候⁴⁴」とあって、餌として何が使われていたかは不明だが、その算用が行われている。

さて、鷹狩を維持するためには鷹職制の整備も欠かせない。そこで、天皇家の鷹職制を示す史料を「泰重卿記」⁴⁵から抜き出してみよう。

①御鷹師奉行之事、正親町頭中将(季俊)へ今日申渡也(寛永元年十二月二十五日条)

②頭中将御出、鷹師四人来候、明日山鷹参候由、見物仕候は参候へと仰之旨、案内来候由申候、伺公可仕候由申候、則頭中将同道可仕候由申候(寛永二年正月二十七日条)

③正親町頭中将御出候、鷹師衆不残被来候(寛永二年四月一日条)

④御所御鷹師衆・よこミ(横見)の衆不残被来候、(寛永二年八月一日条)

⑤別勅御沙汰有之也、御鷹奉行之事御免、園(基音)へ諸道具万事渡也(寛永二年八月十五日条)

①では羽林家の正親町季俊が寛永元年十二月に御鷹師奉行(御鷹奉行)を申し渡されている。この役職は鷹師の統率、天皇の鷹狩への随行、「御鷹之餌之事」⁴⁶などを所管した。しかし、⑤のように正親町季俊は同二年八月に御役御免となり、羽林家の園基音に諸道具が引き渡されている。②③④では天皇家の鷹師・横見の鷹職制が確認できる。横見は天皇の鷹狩の際の監視や取締りを担った役職であろう。天皇家では將軍家に比べて小規模とはいえ、鷹職制を整備し、放鷹制度を維持していたのである。そして、この制度を維持するにあたり、禁裏御料の村々に「御鷹千石夫」を賦課していた。「泰重卿記」の寛永二年八月五日条には「駿河・丹波両人長橋局より御使被来、御鷹千石夫十人申付之由御談合之由也、頭中将殿御申候て、御返事可然候由申候⁴⁷」とあり、御料村々の村高一〇〇〇石当たり一〇人の人足を徴発することに

なった。千石夫は国家的役を百姓に賦課する時の歴史的役賦課方法であり、近世の天皇が御鷹人足をこうした役賦課方法によって動員しようとしていたことは興味深い事実といえよう。

2 天皇・公家の諸鳥の贈答儀礼

筆者はかつて、近世において、「鷹や獲物の贈答は上位・下位の関係を示すだけでなく、友好関係樹立にも利用された。換言するならば、臣従や友好といった意思表示としての機能を果たしていたといえるだろう。こうして、鷹や獲物の贈答をめぐる礼秩序が形成され、慣例・制度化していった⁴⁸」と指摘したことがある。その後、国家と社会・地域との関係や幕藩制国家の権力編成、將軍権力・武家儀礼の構造の解明といった視点から、武家の間で行われた諸鳥の贈答儀礼の研究が数多く蓄積され、その実態と特質が究明されるようになった⁴⁹。しかし、それは將軍家から天皇家などへの「御鷹之鶴」をはじめとする諸鳥の進献、あるいは將軍家から大名家などへの「御鷹」や「御鷹之鶴」をはじめとする諸鳥の下賜、さらには大名家から將軍家への鷹・諸鳥の献上にほぼ限られていたといえよう。

ここでは、「鷹之鶴」をはじめとする諸鳥の贈答儀礼が天皇や公家の間でも広く行われていたことを検証していくことにする。その前に、近世にあって贈答の対象となる鷹や諸鳥について、大友一雄氏は鷹に「御」が附され、鶴などの鳥類の拝領の品に「御鷹之」という文言が附されることの意味を問うている。それによれば、「御鷹」は、「近世では、基本的に將軍の鷹や藩主の鷹の意で用いられた」とし、また將軍から拝領した「御鷹之鶴」といった場合、「それは將軍が鷹狩によって捕獲した鶴という意味で用いていた⁵⁰」として、「御鷹」や「御鷹之鶴」といった呼称を將軍・藩主に固有なものと考えられているようだが、近世の天皇が用いる鷹も「御鷹」であり、天皇自らの手から鷹が放た

れる場合も「御拳」が用いられ、その結果捕獲された鳥類の拝領品も「御鷹之鳥」であり、その響応も「御振舞」であった。このように、「御鷹」および「御鷹之鳥」といった文言は、將軍・藩主に固有なものである。天皇や公家の鷹狩にかかわっても用いられていたものである。なお、將軍家が天皇家に献じた「御鷹之鶴」が、それを受領した天皇家では「鷹之鶴」と呼んでいたことはすでに述べた通りである。

そこでまず、天皇から公家への「御鷹之鳥」をはじめとする諸鳥の下賜についてみていくことにする。

①終日御前伺公申候、御鷹鷓甘、拝領也（「泰重卿記」寛永元年七月一日条）

②従御所御鷹之鳥拝領也（「泰重卿記」寛永二年正月二十四日条）

③御鷹之鳥拝領之故、舟橋（秀雄）へ振舞参候（「泰重卿記」寛永二年二月四日条）

④広橋大納言御鷹之鳥拝領、今晚御振舞也（「泰重卿記」寛永二年二月十一日条）

⑤従御所御鷹之鷹又塩鶴一羽致拝領候、無冥加難有御事也（「泰重卿記」寛永二年九月十九日条）

⑥御所へ伺公、終日終夜御前侍、種々御雑談共也、御鷹鳩一拝領仕候（「泰重卿記」寛永二年九月二十九日条）

①から⑥までの史料にはいずれも「御鷹之」を冠した鳥の記述があり、これは天皇自らの拳から放たれた鷹によって捕獲された鳥であったことを示すものである。そして、天皇から公家への諸鳥の下賜は、普通には「拝領」と表記されることが多かった。その拝領の対象となった鳥は、具体的には鷓・鷓・鳩、あるいは「御鷹之鳥」とあり、天皇が鷹狩で鶴や白鳥を捕獲することはなかったとみられる。これは天皇が鷹狩で用いる鷹の種類に規定されていたと推察される。

また、公家に諸鳥を下賜したのは、天皇に限らず、女院や女御であ

ることもあった。「慶長日件録」の慶長十二年（一六〇七）十二月二十一日条には「女院御所より鷹一羽拝領、即少納言局へ御礼ニ参」とあり、舟橋秀賢は後陽成天皇の生母新門院上東（勸修寺晴子、正親町天皇皇子誠仁親王妃）から雁を拝領した。また、同書の同十五年五月十一日条には「女御殿より鶴拝領、病中為服用也」とあり、後水尾天皇の生母中和門院（近衛前子）から鶴を拝領したことが記述されており、その理由は病中の服用のためであった。この鶴は吸物にして食されたと思われるが、その用途は薬用であった。

次に、公家から天皇などへの諸鳥の進上は、「言緒卿記」の慶長十七年十二月二十三日条に「禁裏へ雉十羽進上仕ル」とあることから知られるのだが、「泰重卿記」からもいくつかの事例を示してみよう。

①仙洞へ生鷹進上申候、御祝着之御返事也（元和三年正月十四日条）

②禁中エナカ鳥一疋進上申候（元和四年五月七日条）

③鷓鷯一疋上進候也（元和四年六月二十四日条）

④菊草大納言振舞也、御銚子御上候、事外大義之用意、聊も不足之事無之候、鷹之鳥、鴨十一・雁三・あほくひ二・鷓二、竿あ

を鷹三、其儘御前へ披露、従若狭国守護（京極忠高）合力之由承及候、其外魚肉美物沢山也（元和六年十一月六日条）

⑤女院御所へ鷹一ツ進上仕候（寛永三年六月十日条）

⑥院御所へ御肴物進、青鷺一・ひはり十・うつら五・かいあはひ五・あか、い十・こたい五・ゑひ五、一ツ台のうち七種積并進上申候（寛永六年十二月十七日条）

①④⑤⑥の記事には、公家から天皇・上皇・女院に雁・鴨・雲雀・鷓・青首・青鷺などの諸鳥が献上され、広く食用に供されていたことがわかる。特に、④は西園寺家諸流で、清華家の今出川宣季が後水尾天皇に多数の酒肴を献じ、それが公家らに振舞われたものだが、その

際の「鷹之鳥」は若狭小浜藩主京極忠高から協力してもらい調達したものであった。公家と武家との密接な関係が窺い知れる。②③は土御門泰重が天皇に「エナカ（柄長）鳥」と鶴鶴（シヨウウウ・ミソサザイ）を進上したものだ。これは食用に供されたものではなく、飼育の対象になったものであろう。なお、公家から天皇・上皇などへの諸鳥の贈与は、「進上」と表記されることが多い。

ついで、武家と天皇・公家間の諸鳥の贈答の様子をみてみよう。將軍や大御所が天皇家に「御鷹之鶴」をはじめとする諸鳥を進献して

きたが、公家の舟橋秀賢の日記「慶長日件録」の慶長十二年二月三日条には「從大御所、御鳥鷹壹つ拝領」とあり、秀賢は大御所の家康から「御鳥鷹」を拝領していた。また、公家の山科言緒の日記「言緒卿記」の慶長十六年十月二日条に「御鷹之鷹其外種々珍物御念入被下候」とあり、言緒は家康から駿府城で「御鷹之鷹」などを下賜されている。このように、將

第1表 近衛信尹への諸鳥の贈与者

年月日	贈与者	地位・役職	鳥の種類	数量
慶長6・正・25	松田 政行	徳川氏家臣	雁	1
同 7・8・9	福島 正則	広島城主	白鳥	1
同 7・9・15	津軽 建廣	徳川氏外科医	白鳥	1
同 11・正・24	黒田 長政	福岡城主	菱喰	2
同 11・正・25	西尾 光教	美濃揖斐城主	雁	
同 11・正・27	松田 政行	幕府家臣	雁	1
同 11・正・28	中井 正清	幕府大工頭	鷹之雁	3
同 11・正・30	稲田 正勝	豊臣秀頼家臣	小鳥	3
同 11・2・3	太田 行政		雉	2
同 11・2・15	平岡 頼勝	美濃徳野城主	雁	1
同 11・2・17	津軽 為信	弘前城主	白鳥	1

(注)「三藐院記」(「史料纂集」)より作成。

軍や大御所が諸鳥を贈与したのは天皇に限らず、公家もその対象となっていた。

さらにいえば、諸鳥の贈答は將軍・大御所と天皇・公家との間に固有なものではなく、他の武家と天皇・公家との間でも広く行われていた。「泰重卿記」の寛永二年(一六二五)正月六日条には「從細川三斎(忠興) 諸白大樽二ツ・鴨十入桶一給候」とあり、同月二十一日条にも「三斎へ鷹一贈遣候」とあって、前小倉藩主細川忠興と公家の土御門泰重とは相互に諸鳥を贈答しあう関係であった。この関係は、忠興の子忠利にも引き継がれ、同年十一月二十一日、泰重は豊前の細川忠利のもとに使者を送って音信の一環として白鳥などを贈っていた。また、同書の寛永三年六月六日条には、上洛中の伊達政宗から泰重へ「鷹五送給候」の記述があり、政宗は同年七月六日に天皇に鶴二羽などを進上し、同月十一日には泰重から政宗へ「あほ驚」などを贈っていた。さらに、慶長十年七月から翌十一年十一月まで関白をつとめた摂家の近衛信尹の日記「三藐院記」によって、信尹に諸鳥を贈った武家の一覧を示したのが第1表である。これによれば、その階層は城主層が圧倒的に多いが、幕臣も散見される。贈答の対象となった鳥の種類も、白鳥・雁・菱喰・鴨・雉と幅広く、大工頭中井正清のように「鷹之鷹」と記述されるものもある。このように、天皇・公家と武家間でも広く諸鳥の贈答が行われていたのである。

そして、諸鳥の贈答は公家間でも広く行われていた。公家の山科言緒の日記「言緒卿記」の慶長九年正月十三日条に「近衛殿ヨリ鴨二、送給了」とあって、言緒は摂家の近衛信尹から鴨を贈られ、同書の同十一年三月一日条には公家の山科言緒が近衛信尹のもとに生白鳥を持参したことがみえている。また、「慶長日件録」の同九年七月二十二日条には「自庭田殿雲雀十被恵」とあり、公家の舟橋秀賢は羽林家の庭田重定から雲雀を贈られている。鳥類は日常的に贈答品として用いら

れていた。さらに、同書の同十五年五月二十七日条には「勸修寺黄門より為病中見舞籠袋五・鷲一ツ恵之」とあつて、秀賢は五男万鶴丸の死去に伴う病中見舞として公家の勸修寺光豊から鷲を贈られていた。鳥類は病中の見舞品にもなったのである。そして、「言経卿記」の慶長八年十月二十六日条には「一乗寺伝介妻産後腹痛之由申来間、煎薬二包遣了」とあり、その三日後には「一乗寺伝介鳩一羽持来、薬遣之礼也」との記述があり、鳥は薬をもらったことに対する謝礼品としても用いられていたのである。

また、「秦重卿記」の元和五年（一六一九）十月十六日条には「従一条殿鷹之鳥鷲一ツ、拝領也、則三宮様へ進上申候」とあり、土御門秦重は摂家の一条兼遐から「鷹之鳥鷲」を拝領し、その鷲を三宮様（好仁親王）に進上した。ここで贈与の対象となった鷲は「鷹之鳥」と表記され、兼遐の鷹狩による獲物と推察される。そしてまた、同書の寛永三年二月四日条には「従一条殿御書、明朝御鷹之鷲御拝領、則可被下候由御使也」とあつて、秦重は一条兼遐より書状を受け取り、その内容は兼遐が明朝に拝領する鷲を下賜するというものであつた。この文言のなかには、兼遐が「御鷹之鷲」を「御拝領」と記述されており、これを下賜したのは後水尾天皇であつたことが判明する。ここでは、公家が天皇から「御拝領」した鷹狩の獲物が「御鷹之鷲」と表記され、公家間で贈答の対象となった鷹狩の獲物は「鷹之鳥」と称され、明確に区別されていたことに注意したい。一条兼遐（昭良）は、後陽成天皇の第九皇子であつたが、慶長十四年に一条家の養子となり、寛永六年八月二十八日から同年十一月八日まで後水尾天皇のもとで最後の関白をつとめ、同日から同十二年九月二十六日まで明正天皇の摂政をつとめた。のち、後光明天皇のもとでも再び摂政・関白に任じられた。このように、上位の公家が天皇から「御拝領」した「御鷹之鷲」を下位の公家に下賜したり、また下級の公家が上級の公家から「鷹之鳥」

を拝領することもみられたのである。

ところで、諸鳥の贈答は、羽林家の公家山科言経の日記「言経卿記」に「金福寺ヨリ鶉五ツ、送了」（慶長元年十二月九日条）、「門跡ヨリ予出仕珍重トテ、（中略）鴨三ツ、等給了」（慶長三年十二月十二日条）、「近江国稻垂郷政所一人来了、鴨三ツ持来了」（慶長五年正月十二日条）、「江州稻垂村ヨリ政所一人来了、鴨・小鴨等持来了、夕食申付了」（慶長六年正月十三日条）とあるように、寺院や農民からの場合もあった。慶長三年十二月、本願寺光昭が言経に鴨を贈っているのは、勅勘を解かれ出仕するようになったことを祝したものである。また、山科家は家禄三〇〇石であつたが、その知行所である近江国蒲生郡稻垂村からは年頭の祝賀の品として鴨が贈られていた。

このように、近世日本において、「御鷹之鳥」をはじめとする諸鳥の贈答は、武家社会のみならず、朝廷・公家社会、さらには公家と寺院・庶民間でも確認できた。大友一雄氏は「近世の鷹が將軍を頂点とする極めて巨大な贈答のサークルを形成し、そのサークルが幕藩体制下の礼的な秩序を維持する重要な装置のひとつ」であり、その贈答儀礼は「身分制社会維持のために一定の役割が負わされた」と評価されているが、前述したように近世の鷹をめぐる諸関係は將軍と天皇とを頂点とした編成との二元構造になつていたのであり、それにかかわる贈答儀礼は形式的には將軍よりも天皇が上位に位置づいていたのである。これは將軍が天皇に任命されることによつてその地位を保障されていたことに規定されていたといえよう。これまで確認してきたように、「御鷹之鳥」などの諸鳥の贈答は身分や家格の上下関係を顕現しながら、相互の友好的な交際関係を示す重要な手段であり、近世の日本社会で広く行われていたのである。

3 天皇・公家の諸鳥の振舞い

筆者はかつて、近世において「鷹之鳥」などの「献上・贈答物の対象とされた獲物は、(略)饗膳の対象となつて食用にされ」、その際饗膳の対象者には「格式に応じた座敷・席順・作法があり、鷹にかかわる礼秩序としてみのがせない」と指摘したことがある。以後、「鷹之鶴」をはじめとする諸鳥の振舞いの構造に関する研究がいくつかみられるようになったが、いずれも武家社会に限定されたものであり、朝廷・公家社会を対象にしたものは見当たらない。特に、將軍家が天皇家に進上した「御鷹之鶴」にしても、これがその後どのように扱われ、またどのような社会的な意味を有したのかは、將軍と天皇との関係を考えるうえでもきわめて重要な問題であるといえよう。

ところで、將軍家が天皇家に献じた「御鷹之鶴」などが親王や公家らに分与され、あるいは振舞いの対象となっていたことは前節で検討した。この「御鷹之鶴」の進献にかかわって、延享二年(一七四五)、伊達實生によって著された有職故実書「光台一覽」によれば、「(正月)十八日は御樂始、伶人の舞御覧有、其儀終て鶴之庖丁、抑此鶴の庖丁と申は、前度の從関東將軍様、御手自の御鷹の鶴を献上有之、其鳥を今日清涼殿の庭上にて、内膳司則御膳番高橋采女正・大隅某、各隔年に大役にて真の庖丁仕、尤嗜之家業也、摂家親王清花以下の諸公卿殿上人、鶴の御吸物にて御酒被下、実に日出度御佳例也」とあり、將軍家が天皇家に献じた「御鷹之鶴」を清涼殿の庭で料理して天皇に供した儀式として「鶴之庖丁」(「鶴包丁」)が行われていたことがわかる。そして、同日に行われた舞の天覧の前後に、調理された鶴は吸物にして公家らに振舞われ、その調理は御膳番の高橋・大隅の両氏が隔年で務めたという。また、「鶴庖丁」の表方恒例年中行事は毎年正月十七日のこととして、「小御所東庭に於て、御厨子所預の鶴庖丁を敬覧あらせらる、御儀である。この後南庭にて舞御覧の御儀がある」とも説明さ

れている。さらに、この「鶴庖丁」については、「正月十七日(のちには十九日)に清涼殿東庭(のちには小御所東庭)で幕府の將軍から献上した鶴を料理して天皇に供する儀。豊臣秀吉が年始に鶴を献上したのが最初」で、天正十五年(一五八七)正月十七日に行われたものが起源ともいわれている。

しかし、鳥の調理を天覧に供する儀式は、「お湯殿の上の日記」の永禄十二年(一五六九)正月二十二日条に「鶴包丁」の記事があり、また「言経卿記」の天正四年正月十七日条に「禁中召之間、則參了、大隅守秀信於小(御脱力)所に包丁仕、鶴也、了、御太刀拝領、橋以繼取次了、見物祀候衆、中山前中納言・持明院中納言・四辻中納言・下官・親綱朝臣・為仲朝臣・雅朝々臣・範圍・充房・橋以繼・源元伸等也、於御三間、鶴ニテ御酒有之、諷有之」とあり、織田信長が安土城を築いて移った年に大隅守秀信による「鶴包丁」の天覧が小御所で行われ、その調理された鶴が公家らに振舞われていた。この時、鶴に包丁を入れた秀信は太刀を拝領している。これ以後、織田信長の時代から豊臣秀吉の時代にかけて、「鶴包丁」は確認できないが、「お湯殿の上の日記」によれば、天正十五年正月十七日、同十六年正月十七日、同十七年正月七日、同十八年正月十三日には「鶴包丁」が行われ、同十七年正月七日には「白鳥包丁」も同時に行われていた。鶴は白鳥の古称だが、「鶴包丁」や「白鳥包丁」に先駆けて「鶴包丁」と呼ばれる儀式が執行されていた。これらの儀式は日程が必ずしも一定していなかったが、正月十七日に行われることが多かった。これらのことから、宮中行事としては「鶴包丁」の儀式が絶えたあとの天正十五年正月十七日から「鶴包丁」と呼ばれるようになったと推察される。

そこで、関が原戦後の「鶴包丁」の模様をいくつか確認してみよう。

①禁中東庭ニテ鶴包丁有之、大隅(信守)奉仕之、次御劔拝領、階ニテ右大弁宰相(勸修寺光豊)被相渡了、清原秀賢持テ出了、

- 次舞御覽也、(中略)次御酒有之、車寄北座敷也、次男末ニテ鶴吸物ニテ御酒被下了、今日参仕衆百也、日野大納言(鳥丸光宣)・広橋大納言(兼勝)・万里小路大納言(充房)、所勞早出、持明院中納言(基孝)・予(山科言経)・入道侍従前中納言(中院通勝)・伯二位(吉田兼見)・藤宰相(高倉永孝)・右大弁宰相・右衛門督(飛鳥井雅庸)・隆尚朝臣(鷲尾)・光広朝臣(鳥丸)・之仲朝臣(五辻)・重定朝臣(庭田)・實有朝臣(正親町三條實助)・實顯朝臣(阿野)・季繼朝臣(四辻)・秀直朝臣(富小路)・総光(広橋)・基任(園)・兼治(吉田)・雅賢(飛鳥井)・教利(猪熊)・基久(持明院)・言緒(山科)・宗信(中御門)・永慶(高倉)・兼房(万里小路)・宣衡(中御門)・通村(中院)・冬隆(滋野井)・嗣良(高倉)・清原秀賢等也、申刻退出了(言経卿記)慶長七年二月十七日条⁷⁶⁾
- ② 於未時地鏡、有音、從坤来、晚於禁中舞御覽、鶴之包丁ハ大隅(信守)、白鳥ハ高橋(宗好)包丁也(泰重卿記)慶長二十年正月十七日条⁷⁷⁾
- ③ 舞六カイ、鶴包丁アリ、大隅侍烏帽子上下を着、舞台へ罷出包丁仕、御太刀被下候、極調階にて相渡被申候(元和三年正月十七日条⁷⁸⁾
- ④ 舞御覽、舞以前ニ鶴ノ包丁有之也、内々不残召候、御所(御成之由承及候、清涼殿奉行之衆致伺公候(元和五年正月十七日条⁷⁹⁾
- ⑤ 昨日之残舞御覽有之也、其以前鶴御庖丁有之也、高橋包丁也、切畢まな板撤、其以後又召之、東階下ニテ御太刀被下候、御目通ニテ如例、内々衆御通有之也(元和十年正月十七日条⁸⁰⁾
- ⑥ 未刻許参内、舞御覽、鶴包丁高橋仕候、(中略)鶴吸物御とをりある也、入夜退出、御振舞ある也(寛永二年正月十七日条⁸¹⁾

①は「鶴包丁」の儀式が慶長七年二月十七日に挙行されたもので、これは禁中の東庭で行われ、御厨子所小預の大隅氏がこの年の庖丁を担当し、その務めにより太刀を拝領している。料理された鶴は吸物として出されて酒とともに振舞われ、「鶴包丁」は舞の天覧と連動していた。この時、饗応の対象となった公家は、大臣家・羽林家・名家・半家の公家三三名に及んでいた。なお、この「鶴包丁」は徳川氏の覇権獲得後に行われたものであった。②は「鶴之包丁」と「白鳥之包丁」とが同時に行われたもので、前者の御膳番を大隅家、後者を御厨子所預の高橋家が務めたが、元和期以降は「鶴包丁」のみが宮中の年中行事として挙行された。③には「鶴包丁」を務めた大隅氏が烏帽子・袴を着用してこの儀式にのぞんだことが知られる。④も舞以前に「鶴包丁」が行われ、「清涼殿奉行之衆」も同公している。⑤⑥は「鶴包丁」によって調理された鶴の吸物の通しが出され、そのあと料理が振舞われたことを示している。

このように、徳川家が天皇家に献じた「御鷹之鶴」は、通常、毎年正月十七日の「鶴包丁」の儀式で調理されるようになり、天覧に供されたほか、公家らに吸物にして振舞われた。その際、隔年で調理を担当した高橋・大隅の両氏は太刀を拝領した。そして、この日に催された「鶴包丁」と舞とは連動した天覧行事であり、「鶴包丁」を宮中の年中行事として固定させることになった。また、「鶴包丁」は、將軍の鷹狩や天皇家への「御鷹之鶴」の進上を前提とし、その「御鷹之鶴」は宮中行事の「鶴包丁」の儀式に不可欠なものとなり、天皇の公家への「御振舞」の一端を保障するものとなった。さらに、將軍家の天皇家への「御鷹之鶴」の進献、「鶴包丁」、調理された鶴の公家への「御振舞」は連鎖性を有し、それぞれ儀式と化し、一定した作法と秩序のもとで執行されていたのである。なお、「鶴包丁」の歴史的推移から推察できることは、この行事は豊臣秀吉が関白や太政大臣に任じられ、豊臣姓

を名乗ったあとから開始され、その任官中は継統されたが、秀次に関白職を譲った天正十九年から途絶え、徳川家康の覇権が確定したあと、慶長七年から再開されたとみられることである。統一権力の生成と密接にかかわっていたように思われる。

なお、付言しておく、「鶴の庖丁」や「白鳥の庖丁」の儀式は將軍家でもみられ、「大猷院殿御実紀」の寛永十年九月十三日条に「水戸黄門并加賀、薩摩両黄門はじめ、在府国もちの輩めして鶴の饗行はる、台所頭神谷又五郎正重御前にて鶴の庖丁を勤む、よて時服かつげらる」とあり、「御鷹之鶴」の饗応に付随し、將軍の御前で台所頭神谷氏の手によって「鶴の庖丁」の儀式が執行されていた。また、同書の同十二年十一月二十九日条に「黒木書院にて白鳥の庖丁を御覧じ給ふ、台所頭神谷又五郎正次是をつかふまつり、普第衆并御談伴の輩饗膳くださる、この白鳥は廿六日島根にてからせ給ふ所なり」とあり、城内黒木書院において將軍の御前で台所頭の手によって「白鳥の庖丁」が行われていた。「幕府日記」の同日条にも「未上刻、御黒書院 出御、去廿六日御鷹之白鳥於・御前、神谷又五郎、包丁、御末那板、石谷十蔵・馬場三左衛門、役之、御譜代之面々并御咄之衆御料理被下之」と、同様の記事があり、組板番として石谷・馬場の両人が奉仕し、調理された白鳥は譜代衆らに振舞われた。なお、ここで用いられる白鳥は、將軍の鷹狩時に捕獲された「御鷹之白鳥」であった。

ところで、天皇の公家への「御振舞」は、將軍家が献じた「御鷹之鶴」に限られていたわけではない。関白近衛信尋の日記「本源自性院記」の寛永五年（一六二八）正月九日条に「今日禁中諸礼、未剋計参内、御鷹雁ノ御振舞、右府（一條兼選）・高松殿（好仁親王）・左大將（鷹司教平）・公卿・侍従七八輩」とあり、禁中諸礼のために参内した親王・公家・侍従らに「御鷹雁」の「御振舞」があった。「御鷹雁」は天皇が鷹狩で捕獲した雁を示すものであろう。また、「泰重卿記」の寛

永六年二月二日条には「今日鶴御振舞可被下候由仰、忝御事共也、予（土御門泰重）・高倉三位（嗣良）・園（基音）・岩倉（具起）・勸修寺（経廣）等也、昼八御花子一瓶仕候、今日衆不残一瓶ツ、仕候、其以後御振舞、事外沢山二鶴被下候、忝御事也」とあり、立花の後、公家らに鶴の「御振舞」があった。「御振舞」が「鶴包丁」や舞、そして立花といったハレの儀式と結びついていたことがわかる。

天皇以外の朝廷内部の者の公家への振舞いについては、「泰重卿記」の元和六年（一六二〇）閏十二月十七日条に「女院御所様より、明日將軍より進上鶴御振舞アルヘシ、伺公可申候由仰下候」とあり、その翌日条には「御振舞出也、左之衆四辻・中御門中納言・阿野・中院・水無瀬・予等也」とあって、將軍秀忠から女院に進上された鶴が公家らへの「御振舞」の対象になっている。ここでは將軍の鶴の進上契機となつて、公家への「御振舞」へと連鎖していた。

公家間の振舞いについては、「慶長日件録」の慶長八年（一六〇三）五月十五日条に「及晩勸修寺（光豊）へ行、鷹之鳴振舞也」とあり、公家の舟橋秀賢が公家の勸修寺光豊から「振舞」を受けている。ここには「鷹之鳴」と記述されていることから、光豊が鷹狩で捕獲したものであろう。また、「泰重卿記」の寛永二年十月五日条には「午時倉橋・和泉・左内三人相伴申候、入夜拝領鶴料理仕候而、始而各振舞也」とあり、土御門泰重は「拝領鶴」を料理して、はじめて公家らに「振舞」を行っている。

このように、「御振舞」は天皇・女院から公家へというように上位者が下位者に行う振舞いで、身分の上下関係を示すものであり、それに対して「振舞」は同格、あるいは公家間でみられたように目上の者から目下の者に行う振舞い行為であった。そして、鳥の贈答と振舞いは互酬性を帯び、連鎖性を有していたのである。

おわりに

本稿では將軍権力の一端を明らかにするため、鷹狩をめぐる將軍と天皇・公家との関係を、鷹狩権の行使と「御鷹之鶴」をはじめとする諸鳥の贈答および振舞いの構造について検討してきた。

まず、幕府は開幕当初から公家の鷹狩と鷹所持を規制し、武家の頂点である將軍のもとに編成することを企図した。特に、慶長十六年以降の將軍家による主権の確立過程のなかで、伝統的な權威としての天皇と朝廷、そして公家の統制に乗り出し、公家の鷹狩を禁止し、学問・行儀への専念を強制した。これは公家の職分と行動とを限定するねらいをもったものであるが、そのいきつくところが「公家衆法度」であり、「禁中並公家諸法度」の制定であった。しかし、天皇と公家の鷹狩権は依然として行使され、公家の鷹狩に制限を加えたのは天皇であった。このことは公家を律していたのは幕府法ではなく、天皇の勅慮、つまり朝廷法とでもいうべきものであったことを示すものである。このことから、近世の鷹狩権は武家（將軍・大名）と天皇・公家との二つの体系が存在してそれぞれのもとに編成され、將軍・大名は家臣の鷹狩権の行使の可否の権限を有し、天皇は公家に対して同様の権限を有していたのである。

また、「御鷹之鳥」をはじめとする諸鳥の贈答と振舞いは、武家社会に固有なものではなく、朝廷・公家社会でも広く行われ、武家と天皇・公家間、公家と寺院・民衆間でもみられた。これには互酬性と連鎖性という特徴があり、身分の上下関係を映し出すだけでなく、さまざまな交際関係を象徴するものでもあった。なかでも、將軍家が天皇家に進上した「御鷹之鶴」は、天皇家が受領すると「鷹之鶴」へと変化し、公家らへの「御拝領」や「御振舞」の対象になった。また、大名家が將軍家に献上した「初鶴」や「初菱喰」などが、將軍家から天皇家に

進上され、逆に天皇家から將軍家に「御鷹之鳥」を贈ることがなかったことを考えると、御鷹にかかわる贈答儀礼においては天皇が將軍よりも上位に位置していたといえる。なぜ、このような構造になるのかといえば、將軍は天皇により征夷大將軍の官職や位階を叙任されるものであるという事実の存在こそが、贈答儀礼の形式上の構造を決定した根本的理由であったということができよう。すなわち、幕府の御鷹ヒエラルヒーは、形式上は朝廷の御鷹の体系のなかに包摂されるものであった。そして、將軍家から「御鷹之鶴」を進上された天皇家では、毎年正月十七日に「鶴包丁」の儀式を通じて調理し、それを吸物にして公家らに「御振舞」するという行事を恒例化し、これは共同飲食の場の一端を担うものであった。そして、これらの一連の行為は、將軍家の天皇家への「御鷹之鶴」の進上から宮中の「鶴包丁」へ、さらに公家らへの「御振舞」へと連鎖するという構造を有し、いずれの儀礼も一定した作法と秩序のもとで執行されていた。その意味で、「鶴包丁」は天皇の公家への「御振舞」の一端を保障するものとなっていたのである。

本稿は、近世の鷹狩をめぐる將軍と天皇との関係の検証を通じて、將軍権力のあり方やその規定性を究明すると同時に、朝廷・公家社会の鷹をめぐる諸問題の解明に力を注いできた。これによって、近世における天皇・公家の鷹狩権の行使の事実が確認できたと思う。これは、これまで武家社会のみで組み立てられていた鷹狩権や鷹儀礼の構造の理解の再考を余儀なくさせるもので、將軍と天皇との関係を考えるうえでも重要な意味をもつものとなろう。なお、近世の鷹狩をめぐる將軍と天皇との関係をより具体的に明らかにするために、政治史との関連を視野に入れながらその時間的な変化の究明を急ぐ必要があることを痛感している。

注

- (1) 特に、宮地正人「朝幕関係からみた幕藩制国家の特質」(『人民の歴史学』第四二号、一九七五年)、その後本稿は「天皇制の政治史的研究」(校倉書房、一九八二年)に収録、水林彪「幕藩体制における公儀と朝廷―統一権力形成期の天皇制復活の論理―」(『日本の社会史・第三巻―権威と支配』、岩波書店、一九八七年)、同「近世天皇制研究についての一考察―近世天皇制の存在必然性についての諸学説の批判的検討―」(『歴史学研究』第五九六、五九七号、一九八七年)、藤田覚「近世朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立―」(『歴史評論』第五〇〇号、一九九一年)、その後本稿は「近世政治史と天皇」(吉川弘文館、一九九九年)に収録、を上げておきたい。
- (2) 近世天皇制および朝幕関係に関する研究動向は、深谷克巳「研究史」における幕藩制と天皇」(『歴史評論』第三二四号、一九七六年)、久保貴子「近世朝幕関係史研究の課題」(『歴史評論』第四七五号、一九九九年)に詳しい。
- (3) 菊池勇夫「鷹と松前藩―近世初・前期を中心に―」(『地方史研究協議会編「蝦夷地・北海道―歴史と生活」、雄山閣出版、一九八一年)。
- (4) 塚本学「生類をめぐる政治―元禄のフォークローア―」(『平凡社選書八〇、一九八三年) 九七、一一〇頁。筆者も従来の研究成果を踏まえ、「將軍の鷹狩り」(同成社江戸時代叢書三、一九九九年)のなかで、ほぼ同様の理解をしていたが、その後の研究のなかで近世において天皇・公家の鷹狩権行使の事実関係を確認したため、本論で訂正しておきたい。
- (5) 長谷川成一「鷹・鷹献上と奥羽大名小論」(『本庄市史研究』第一号、一九八一年)、菊池勇夫「鷹儀礼にみる松前藩の位置」(『幕藩体制と蝦夷地』、雄山閣出版、一九八三年)、塚本学「生類をめぐる政治―元禄のフォークローア―」(『平凡社選書八〇、一九八三年)、大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造―將軍(徳川)権威の側面―」(『国史学』第一四八号、一九九二年)、同「近世の御振舞いの構造と「御鷹之鳥」観念」(『史料館研究紀要』第二六号、一九九五年)、その後ともに「日本近世国家の権威と儀礼」(吉川弘文館、一九九九年)に収録、盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」(『歴史学研究』第六六二号、一九九四年)、岡崎寛徳「近世武家社会における諸鳥下賜・饗応儀礼の展開」(『中央史学』第一九号、一九九六年)、同「近世武家社会における鷹贈答の構造―彦根藩井伊家を中心として―」(藤野保編「近世国家の成立・展開と近代」、雄山閣出版、一九九八年)、同「献上鷹・下賜鷹の特質と將軍権威」(『弘前大学国史研究』第一〇六号、一九九九年)、同「幕府生類憐れみと大名の鷹贈答―津軽家を事例として―」(『大倉山論集』第四三輯、一九九九年)、同「享保期における鷹献上と幕藩関係―津軽家を事例として―」(『日本歴史』第六二二号、二〇〇〇年)、同「文久期の献上統制と馬・鷹―津軽家を事例として―」(『大倉山論集』第四五輯、二〇〇〇年)、拙稿「綱吉政権初期の鷹政策」(『法政大学教養部「紀要」第一〇七号特別号、一九九八年)。
- (6) 「慶長日件録」第一(『史料纂集』)、一一六頁。
- (7) 朝尾直弘「幕藩制と天皇」(『大系日本国家史』三・近世、東京大学出版会、一九七五年)。
- (8) 「島津家文書」二、六九〇・六九一号(『大日本古文書』家わけ第十六、四六―五一頁)。
- (9) 右同、七〇九号、六六一―六九頁。
- (10) 「慶長日件録」第二(『史料纂集』)、一八一―一九頁。
- (11) 「言緒卿記」上(『東京大学史料編纂所「大日本古記録」、一〇四―一〇五頁)。
- (12) 芥川龍男「戦国武将と鷹―太閤秀吉の日向鷹巢奉行設置をめぐる―」(『日本中世の政治と文化』、吉川弘文館、一九八〇年)、盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」(『歴史学研究』第六六二号、一九九四年)。
- (13) 「村越筆記」(『古事類苑』遊戯部)の放鷹の項、九八〇頁。この書は近世後期に鷹のことに詳しい人物がまとめた鷹狩研究の貴重書だが、「古事類苑」にその抜粋がみられるのみで、その所在は判明していない。
- (14) 「頁丈雜記」十五・鷹(『古事類苑』遊戯部)の放鷹の項、一〇三七頁。
- (15) 「徳川実紀」第一篇、三六一―三六三頁。
- (16) 「お湯殿の上の日記」九(『続群書類従』補遺三、四四八頁)。
- (17) 右同、七〇頁。
- (18) 右同、一二四、一七七頁。
- (19) 「言経卿記」十一(『大日本古記録』)、一七六頁。
- (20) 家康の天皇への「鷹之鶴」の進献の歴史的意義を、塚本学氏は「御鷹の権を公家に禁じて、天皇の御鷹をみずからの管理下においたのに

- ずる儀礼であつたらう」(「生類をめぐる政治―元祿のフォークロア―」、平凡社選書八〇、一九八三年、一一〇頁)と推察されているが、本論で明らかにするように近世の天皇も鷹を所持し、鷹狩権を行使しており、その見解には同意しかねる。
- (21) 「お湯殿の上の日記」九(「統群書類従」補遺三)、三八八頁。
- (22) 小高恭編「お湯殿の上の日記主要語彙索引」(岩田書院、一九九七年)。
- (23) 「泰重卿記」第二(「史料纂集」)、二三七頁。
- (24) 石上英一「日本古代における所有の問題」(岸俊男編「日本の古代」第十五巻・古代国家と日本、中央公論社、一九八八年)、平林章仁「鹿と鳥の文化史―古代日本の儀礼と呪術―」(白水社、一九九二年)七二―一二頁。
- (25) 「大日本史料」第十二編之六、三四頁。
- (26) 右同、三四―三五頁。
- (27) 右同、九八〇頁。
- (28) 「資勝卿記」、独立行政法人国立公文書館内閣文庫蔵。
- (29) 「言経卿記」十三(「大日本古記録」)、二七八頁。
- (30) 「大日本史料」第十二編之三、六八五頁。
- (31) 「慶長日件録」第二(「史料纂集」)、四〇五頁。
- (32) 「泰重卿記」第三(「史料纂集」)、五九頁。
- (33) 「泰重卿記」第二(「史料纂集」)、五七頁。
- (34) 右同、一〇〇頁。
- (35) 右同、一九六頁。
- (36) 鬼頭清明「古代における山野河海の所有と支配」(「日本の社会史」第一巻・境界領域と交通、岩波書店、一九八七年)、吉井哲「古代王権と鷹狩」(「千葉史学」第一二号、一九八八年)。
- (37) 拙著「將軍の鷹狩り」(同成社江戸時代史叢書三、一九九九年)、三一―一八頁。
- (38) 「泰重卿記」第二(「史料纂集」)、二六五頁、同書第三、五、七、七五、八八頁。
- (39) 「泰重卿記」第二(「史料纂集」)、二〇〇―二〇二頁。
- (40) 「慶長日件録」第一(「史料纂集」)、九頁。
- (41) 「泰重卿記」第二(「史料纂集」)、二四一頁。
- (42) 右同、二〇二頁。
- (43) 「泰重卿記」第三(「史料纂集」)、八頁。
- (44) 右同、九頁。
- (45) 「泰重卿記」第二(「史料纂集」)、二六八頁、同書第三、七、一六、三九、四三頁。
- (46) 「泰重卿記」第三(「史料纂集」)、二四頁。
- (47) 右同、四〇頁。
- (48) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」(「歴史学研究」第四三二号、一九七六年)、安藤正人「幕藩制国家初期の「公儀御料」」(一九八一年度歴史学研究会大会報告別冊「地域と民衆」、久留島浩「近世の軍役と百姓」(「日本の社会史」第四巻・負担と贈与、岩波書店、一九八六年)。
- (49) 村上直・根崎光男「鷹場史料の読み方・調べ方」(雄山閣出版、一九八五年)、一七七頁。本文・研究論文目録は筆者がすべて執筆した。
- (50) 注(5)に同じ。
- (51) 大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造」(「日本近世国家の権威と儀礼」(吉川弘文館、一九九九年)に収録)。
- (52) 「泰重卿記」第二(「史料纂集」)、二二六頁。
- (53) 「泰重卿記」第三(「史料纂集」)、七頁。
- (54) 右同、九頁。
- (55) 右同、一〇頁。
- (56) 右同、五〇頁。
- (57) 右同、五一頁。
- (58) 「慶長日件録」第一(「史料纂集」)、九三、一一七頁。
- (59) 「言経卿記」上(「大日本古記録」)、一四五頁。
- (60) 「泰重卿記」第一(「史料纂集」)、一〇三、一七六、一七八頁、同書第二、五五頁、同書第三、一〇六、二二〇頁。
- (61) 「慶長日件録」第一(「史料纂集」)、五三頁。
- (62) 「言経卿記」上(「大日本古記録」)、五六頁。
- (63) 「泰重卿記」第三(「史料纂集」)、三、六、六二頁。
- (64) 右同、一〇六、一一一、一一二頁。寛永三年七月六日の伊達政宗の天皇への進献については、「仙台史料大成・伊達治家記録」三、五四四頁にも同様の記事がみられる。
- (65) 「言経卿記」十一(「大日本古記録」)、二二〇頁、同書十三、三三二頁。

- (66) 「慶長日件録」第一(史料纂集)、一一〇頁、同書第二、一一八頁。
- (67) 「言経卿記」十二(大日本古記録)、一七四、一七五頁。
- (68) 「泰重卿記」第一(史料纂集)、二四七頁、同書第三、八三頁。
- (69) 「言経卿記」七(大日本古記録)、二六五頁、同書九、一一〇頁、同書十、一〇四頁、同書十一、一七頁。
- (70) 大友一雄「近世の御振舞いの構造と『御歴之鳥』観念」『日本近世國家の權威と儀礼』(吉川弘文館、一九九九年)に収録。
- (71) 注(45)、一七九、一八一頁。
- (72) 「光台一覽」一(古事類苑)「遊戯部」の放鷹の項、一〇三四頁。
- (73) 奥野高廣「皇室御經濟史の研究」後篇(國書刊行会、一九四四年、一九八二年復刻、三三四～三三五頁)。
- (74) 「国史大辞典」九(吉川弘文館、一九八八年)の「鶴庵丁」の項目(中村義雄氏執筆分)、八三三頁。
- (75) 「言経卿記」一(大日本古記録)、一四頁。
- (76) 「言経卿記」十一(大日本古記録)、二四〇～二四二頁。
- (77) 「泰重卿記」第一(史料纂集)、三頁。
- (78) 右同、一〇五頁。
- (79) 右同、一一五頁。
- (80) 「泰重卿記」第二(史料纂集)、一九六頁。
- (81) 「泰重卿記」第三(史料纂集)、五頁。
- (82) 「徳川実紀」第二篇、六〇九頁。
- (83) 右同、六九五頁。
- (84) 「江戸幕府日記(姫路酒井家本)」第四卷、四一六頁。
- (85) 「本源自性院記」(史料纂集)、一六頁。
- (86) 「泰重卿記」第三(史料纂集)、一三四頁。
- (87) 「泰重卿記」第二(史料纂集)、一六六頁。
- (88) 「慶長日件録」第一(史料纂集)、三九頁。
- (89) 「泰重卿記」第三(史料纂集)、五四頁。